

平成 2 3 年 度

甲 種 防 火 管 理 講 習 の 実 施 案 内

枚方寝屋川消防組合

消防法施行令第3条第1項第1号イの規定に基づき、甲種防火管理講習を、次のとおり実施します。

1 講習種別

甲種防火管理新規講習(消防法施行規則第2条の3第2項)

2 講習日程表 (災害その他の事由等により開催日、会場等を変更することがあります。)

第1回	講習日	平成23年5月24日(火)・同年5月25日(水)
	受付期間	平成23年4月18日(月)～同年4月22日(金)
第2回	講習日	平成23年6月21日(火)・同年6月22日(水)
	受付期間	平成23年5月30日(月)～同年6月3日(金)
第3回	講習日	平成23年9月14日(水)・同年9月15日(木)
	受付期間	平成23年8月22日(月)～同年8月26日(金)
第4回	講習日	平成23年11月17日(木)・同年11月18日(金)
	受付期間	平成23年10月24日(月)～同年10月28日(金)
第5回	講習日	平成24年2月16日(木)・同年2月17日(金)
	受付期間	平成24年1月23日(月)～同年1月27日(金)

3 講習会場

枚方市大垣内町2丁目10番22号 枚方寝屋川消防組合消防本部(5階研修室)

4 受講定員

各回120名(先着順) 受付期間中でも定員になり次第締切ります。

5 受講対象者

「枚方市、寝屋川市の在職者又は在住者とし、防火管理の資格を必要とする者で、防火管理者に選任された場合、防火管理上必要な業務を適切に遂行できる者」

6 講習科目の一部免除

消防設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習の既修者は、講習科目のうち「防火管理の意義及び制度」が免除できますので、希望される方は受講申込時に免状又は修了証を持参願います。

7 受講手続

(1) 受講申込方法

受講希望者は、消防署又は最寄りの消防出張所で所定の用紙(受講申込書)を受け取り、必要事項を記入のうえ写真(6ヶ月以内に撮影したもので大きさは縦3cm、横2.4cmとし、正面から無帽かつ無背景の上三分身像で鮮明なもの) 1枚を貼り付け、下記の消防署へ申込み、受講通知書を受けてください。受講案内・申込書につきましては、当消防組合ホームページ(<http://www.hirane119.jp/>)からもダウンロードできます。

なお、受付期間は前2に定められた期間のうち、土・日・祝日を除く午前9時00分から午後5時15分までとしています。

(2) 受講費用(テキスト代等)

4,000円を講習日の初日に講習会場にてお支払いください。

(3) 講習用テキスト

防火管理六法・甲種乙種防火管理者講習テキスト・防火管理講習用資料(火災予防条例等)

(4) 申込受付場所

枚方消防署予防課	枚方市大垣内町2丁目10番22号	TEL 072-852-9937
枚方東消防署予防課	枚方市津田北町2丁目23番3号	TEL 072-852-9976
寝屋川消防署予防課	寝屋川市池田2丁目11番73号	TEL 072-852-9957

8 修了証の交付

- (1) 講習終了後に即日交付します。修了証は予防情報システムで管理していますので障害の発生等があった場合は即日交付できないこともありますのでご了承ください。
(修了証は、2日間の規定科目のすべてを受講された方のみ交付します。)
- (2) 甲種防火管理新規講習は消防法施行規則第2条の3第2項の規定により講習時間は10時間としていますので、遅刻又は途中退席により1科目でも受講できなかった場合は、修了証の交付はできません。
- (3) (2)により欠科目が生じた場合、次回講習会等での補講等は出来ません。再受講を希望される方は、改めて新規申込みをしてください。

9 注意事項

- (1) 会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。
なお、単車・自転車の場合は駐輪場をご利用ください。破損・盗難等については一切その責を負いません。
- (2) 講習当日は、受講通知書、筆記用具を持参願います。
また、講習テキストをお持ち帰りいただきますので手提げ袋等を持参願います。
- (3) 万一欠席する場合は、消防本部予防課（TEL 072-852-9912）に必ず連絡してください。